

令和8年第1回胎内市議会定例会提案理由要旨

議案書 P 1	【承認第1号】専決処分の承認を求めることについて 専第2号 令和7年度胎内市一般会計補正予算（第10号） 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,908万3千円を追加し、その総額を228億2,791万5千円としたもの
説明書 P 1	<u>第1条・歳入歳出予算の補正</u> <u>歳入の部</u> ・県支出金を増額
説明書 P 6	<u>歳出の部</u> ・第2款（総務費）第4項（選挙費）第5目（衆議院議員総選挙費） 衆議院議員総選挙等の執行に要する経費を計上
議案書 P 8	【承認第2号】専決処分の承認を求めることについて 専第3号 令和7年度胎内市一般会計補正予算（第11号） 歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,300万円を追加し、その総額を230億8,091万5千円としたもの
説明書 P 13	<u>第1条・歳入歳出予算の補正</u> <u>歳入の部</u> ・国庫支出金及び繰入金を増額
説明書 P 20	<u>歳出の部</u> ・第8款（土木費）第2項（道路橋梁費）第2目（道路維持費） 想定を超える大雪の影響によりさらなる不足が生じる見込みであることから、除排雪委託料等の必要経費を増額
予算書 P 3	【議第2号】令和8年度胎内市一般会計予算 歳入歳出予算の総額をそれぞれ191億7,800万円とするもの 令和7年度に比べ1億9,100万円、1.0パーセントの減
予算書 P 225	【議第3号】令和8年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億1,540万円とするもの 令和7年度に比べ1億2,490万円、4.2パーセントの減
予算書 P 267	【議第4号】令和8年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算 歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,770万円とするもの 令和7年度に比べ8,220万円、19.8パーセントの増

予算書 P293	<p>【議第 5 号】 令和 8 年度胎内市介護保険事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億510万円とするもの 令和 7 年度に比べ 1 億2,050万円、3.3パーセントの増</p>
予算書 P343	<p>【議第 6 号】 令和 8 年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,110万円とするもの 令和 7 年度に比べ280万円、7.3パーセントの増</p>
予算書 P361	<p>【議第 7 号】 令和 8 年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億6,630万円とするもの 令和 7 年度に比べ3,800万円、16.6パーセントの増</p>
予算書 P395	<p>【議第 8 号】 令和 8 年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,330万円とするもの 令和 7 年度に比べ790万円、17.4パーセントの増</p>
企業会計 予算書 P 1	<p>【議第 9 号】 令和 8 年度胎内市公共下水道事業会計予算 収益的収入予定額を12億6,876万 8 千円に、同支出予定額を 9 億4,375万 7 千円とし、資本的収入予定額を 6 億419万 4 千円に、同支出予定額を10億8,706万 3 千円とするもの 令和 7 年度に比べ、収入額合計では 1 億9,334万円、11.5パーセントの増、支出額合計では8,009万 2 千円、4.1パーセントの増</p>
企業会計 予算書 P27	<p>【議第10号】 令和 8 年度胎内市農業集落排水事業会計予算 収益的収入予定額を 7 億115万 5 千円に、同支出予定額を 5 億6,501万 8 千円とし、資本的収入予定額を 4 億1,340万円に、同支出予定額を 6 億8,326万 6 千円とするもの 令和 7 年度に比べ、収入額合計では3,481万 1 千円、3.2パーセントの増、支出額合計では2,878万円、2.3パーセントの減</p>
企業会計 予算書 P53	<p>【議第11号】 令和 8 年度胎内市水道事業会計予算 収益的収入予定額を 6 億5,179万 6 千円に、同支出予定額を 6 億9,731万 4 千円とし、資本的収入予定額を 3 億1,530万円に、同支出予定額を 5 億5,144万 9 千円とするもの 令和 7 年度に比べ、収入額合計では 3 億3,504万 6 千円、25.7パーセントの減、支出額合計では 2 億3,781万 3 千円、16.0パーセントの減</p>
企業会計 予算書 P79	<p>【議第12号】 令和 8 年度胎内市簡易水道事業会計予算 収益的収入予定額を 1 億9,215万 6 千円に、同支出予定額を 1 億9,978万 1 千円とし、資本的収入予定額を 1 億1,286万 5 千円に、同支出予定額を 1 億3,712万 3 千円とするもの 令和 7 年度に比べ、収入額合計では3,072万 5 千円、11.2パーセントの増、支出額合計では2,571万 6 千円、8.3パーセントの増</p>

企業会計
予算書 P103

【議第13号】令和8年度胎内市工業用水道事業会計予算

収益的収入予定額を1,154万9千円に、同支出予定額を1,225万8千円とするもの
令和7年度に比べ、収入額合計では110万2千円、8.7パーセントの減、支出額合計では106万7千円、8.0パーセントの減

議案書 P15

【議第14号】令和7年度胎内市一般会計補正予算（第12号）

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5億4,800万4千円を追加し、その総額を236億2,891万9千円とするもの

説明書 P25

第1条・歳入歳出予算の補正

歳入の部

- ・地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金及び市債を増額
- ・諸収入を減額

歳出の部

多くの款に共通する事項として、事業費の確定や今後の執行見込み等により、不用となる予算額を減額

説明書 P44

- ・第2款（総務費）第1項（総務管理費）第1目（一般管理費）
令和8年度から国の子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、4月分の給与から徴収される子ども・子育て支援掛金等を算定する必要があるため、人事給与システム改修業務委託料を計上
- ・第2款（総務費）第1項（総務管理費）第6目（企画費）
 - ▶ 令和6年度の臨時交付金による定額減税調整給付等の事業費の確定や、令和2年度の臨時交付金による新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業が今年度で完了することから、それぞれ返還金を計上
 - ▶ 胎内DEERSに新たにお寄せいただいた企業版ふるさと納税寄附金について、企業版ふるさと納税基金に積み立てた上でこれを活用した事業を後年度において実施することとし、当該基金積立金を増額
- ・第2款（総務費）第1項（総務管理費）第12目（財政調整基金費）
昨年12月に追加交付された普通交付税において、令和8年度及び9年度に交付されることとなる臨時財政対策債の償還金相当額の一部が前倒しで交付されたことから、その金額を各年度の償還財源の備えとして減債基金に積み立てるべく、当該積立金を増額
- ・第2款（総務費）第3項（戸籍住民基本台帳費）第1目（戸籍住民基本台帳費）
戸籍の附票に旧氏及びその振り仮名を記載するための機能を追加するシステム改修等について、国の補正予算を受け、今年度から対応するため、各種業務委託料を計上
また、戸籍システム標準化業務委託料については、振り仮名の法制化等の対応により、システム改修範囲が拡大したことから、国の方針に基づき一部業務を翌年度に発注することとし、不用額を減額
- ・第3款（民生費）第1項（社会福祉費）第2目（心身障害者福祉費）
障害福祉サービス利用の増加に伴い、自立支援給付費を増額
- ・第3款（民生費）第2項（児童福祉費）第2目（児童措置費）
人件費等の公定価格が改定されたことを受け、私立認定こども園負担金を増額
- ・第3款（民生費）第3項（生活保護費）第2目（扶助費）
生活保護受給者の医療費が増加していることから、扶助費を増額

説明書 P46

説明書 P48	<ul style="list-style-type: none"> ・第4款（衛生費）第1項（保健衛生費）第4目（予防費） 県補助金の減額を受け、病院群輪番制病院設備整備費補助金を減額
説明書 P50	<ul style="list-style-type: none"> ・第4款（衛生費）第1項（保健衛生費）第5目（環境衛生費） これまでの交付実績に基づき、空き家等解体費補助金を減額 ・第6款（農林水産業費）第1項（農業費）第4目（農業振興費） 農業法人から、地域計画に基づく農地の集積、集約化を進める上で必要な農業用機械の導入要望があったことから、地域計画実践支援事業補助金を計上 ・第6款（農林水産業費）第1項（農業費）第7目（農地費） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国の補正予算により、令和8年度要求分の割当てを受けたことから、鳥坂大橋点検業務委託料を計上 ▶ 令和7年度負担金が確定したこと及び国の補正予算による事業の追加実施に伴い、県営ほ場整備事業等の各負担金を増額又は減額 ・第6款（農林水産業費）第2項（林業費）第1目（林業総務費） 松くい虫被害の蔓延防止を図るため、必要となる経費を増額したほか、市内のゴルフ場が実施する防除対策事業への補助金を増額
説明書 P52	<ul style="list-style-type: none"> ・第7款（商工費）第1項（商工費）第3目（観光費） そば処みゆき庵の駐車場改修工事を翌年度に見送ったほか、胎内スキー場のラビットペアリフト制御盤更新及び終点運転室建替工事については、工事完了が9年度となることから、不用額となる予算を減額
説明書 P54	<ul style="list-style-type: none"> ・第7款（商工費）第1項（商工費）第4目（クアハウスたいたい費） 物価高騰の影響により収支が整わない見込みのため、管理運営委託料を増額 ・第8款（土木費）第2項（道路橋梁費）第2目（道路維持費） 来年度に補修を予定していた路線について、その経年劣化の状況や交通量に鑑み前倒しで補修したく、当該工事費を増額したほか、不具合のある消雪施設の更新を来年度の降雪前に完了すべく早期に執行するため、工事費を増額
説明書 P56	<ul style="list-style-type: none"> ・第8款（土木費）第3項（河川費）第1目（河川総務費） 国の補正予算により、県による胎内川ダムの改良工事が前倒しで行われることとなったことから、当該工事に関する負担金を増額 ・第9款（消防費）第1項（消防費）第4目（防災費） 国の補正予算に呼応して、災害時の緊急対応で使用するトイレカーの購入費を計上
説明書 P58	<ul style="list-style-type: none"> ・第10款（教育費）第2項（費）第3目（学校施設費） 国の補正予算に呼応して、中条小学校のグラウンド整備工事費及び管理業務委託料を増額
議案書 P20	<p><u>第2条・継続費の補正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次胎内市総合計画等管理事業については、契約金額に基づき、総額及び年割額をそれぞれ変更するもの ・防災行政無線システム再整備事業については、今年度で事業完了となることから、不用額を減額するもの
議案書 P21	<p><u>第3条・繰越明許費の補正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税事業については、返礼品として翌年度に発送となる米の定期便などがあるため設定するもの ・社会保障・税番号制度システム整備事業、地域計画実践支援事業、県営ほ場整備事業、県営ため池等整備事業、県営農業用水利施設整備事業、鳥坂大橋維持管理事業、トイレカー購入事業及び中条小学校グラウンド整備事業については、国の補正予算を受け、繰越事業として実施したく設定するもの

- ・松くい虫防除事業については、国の補正予算及び降雪の状況により、翌年度にかけての事業実施期間が必要となったため設定するもの
- ・終末処理場維持管理事業については、貯留槽を補修するにあたり、地下水の影響で再設計が必要となったため設定するもの
- ・道路維持管理事業については、主に翌年度施工予定であった路線の補修を前倒しで行いたく設定するもの
- ・市道関係整備事業については、冠水対策調査や設計業務が完了したものについて、速やかに設計業務や道路改良工事を行うため設定するもの
- ・除排雪事業については、消雪施設工事について、翌年度の降雪前に完了すべく、早期に執行するため設定するもの
- ・橋梁維持事業については、保谷橋補修工事について、令和8年度中の完了を目途として、早期に執行したく設定するもの
- ・河川総務事業、防災施設整備事業及びその他公共施設・公用施設災害復旧事業については、資材や部品調達の遅れ等で工期及び納期の確保が難しくなったため設定するもの
- ・農地災害復旧事業については、降雪の影響で年度内復旧が見込めないため設定するもの

議案書 P22

第4条・債務負担行為の補正

- ・なかよしクラブ運営委託料、放課後児童支援員実地研修業務委託料及びスポーツ・文化活動委託料については、いずれも令和8年度当初からの委託が必要であることから今年度中に契約を締結したく設定するもの
- ・油圧ショベル購入費については、大雨対策のために早期に納入されるよう、今年度中に契約を締結する必要があるため設定するもの
- ・胎内川ダム改良工事負担金については、県の工事費が増額されたことに伴い、本市の負担金が増額される見込みであるため設定するもの
- ・照明設備LED化業務委託料については、全国的な納期遅延を考慮し、今年度中に執行する必要があるため設定するもの

議案書 P23

第5条・地方債の補正

- ・第9款トイレカー購入事業及び第10款中条小学校グラウンド整備事業については、新たに設定するもの
- ・県営ほ場整備事業、県営ため池等整備事業、道路等整備事業及び河川整備事業については、事業の追加実施のため、総合グラウンド整備事業については、スポーツ振興くじ助成金が減額となったことに伴い、その財源を市債に変更したく、それぞれ限度額を増額するもの
- ・その他、今年度事業費の確定等に合わせてそれぞれ限度額を減額するもの

議案書 P25

【議第15号】令和7年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

歳入歳出予算の総額から、それぞれ97万円を減額し、その総額を38億3,518万1千円といたしたく、お諮りするもの

説明書 P65

第1条・歳入歳出予算の補正

歳入の部

- ・国庫支出金及び繰入金を減額

説明書 P72	<p><u>歳出の部</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1款（総務費）第1項（総務管理費）第1目（一般管理費） 介護保険システム改修委託料について、国の税制改正スケジュール等を踏まえ、次年度に実施することとしたため、不用額を減額
議案書 P31	<p>【議第16号】令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第3号） 歳入歳出予算の総額に、それぞれ99万円を追加し、その総額を2億6,911万5千円とするもの</p>
説明書 P75	<p><u>第1条・歳入歳出予算の補正</u></p> <p><u>歳入の部</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金を減額し、諸収入及び市債を増額
説明書 P84	<p><u>歳出の部</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3款（公債費）第1項（公債費）第2目（利子） 一時借入金利子の利率が引き上げられたことに伴い利子を増額
説明書 P86	<ul style="list-style-type: none"> ・第4款（予備費）第1項（予備費）第1目（予備費） 予備費を増額
議案書 P36	<p><u>第2条・繰越明許費</u> 農産物加工施設の設備更新工事において部品調達等に時間を要するため、翌年度に繰り越すもの</p>
議案書 P37	<p><u>第3条・地方債の補正</u> 製造設備の契約額確定に伴い地方債の変更を行うもの</p>
議案書 P39	<p>【議第17号】令和7年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第2号） 歳入歳出予算の総額に、それぞれ75万円を追加し、その総額を4,671万円とするもの</p>
説明書 P89	<p><u>第1条・歳入歳出予算の補正</u></p> <p><u>歳入の部</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産収入を増額
説明書 P94	<p><u>歳出の部</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1款（農林水産業費）第1項（農業費）第1目（鹿ノ俣発電所費） 施設の大規模改修等の財政需要に備え、鹿ノ俣発電所運営事業基金への積立金を増額
説明書 P96	<ul style="list-style-type: none"> ・第2款（予備費）第1項（予備費）第1目（予備費） 予備費を減額
議案書 P44 新旧 P1	<p>【議第18号】胎内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 鳥獣被害対策実施隊員の活動の持続と安定的な捕獲体制を維持するため、報酬の増額を行うもの</p>

議案書 P45 新旧 P 2	<p>【議第19号】胎内市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>組織の役割分担を見直して各種施策の円滑な推進を図るため、これまで兼務としていた農林水産課長と農業委員会事務局長をそれぞれ専任とし、農業委員会事務局長の職務の級を参事・係長相当の級に位置付けた上で、係長事務を併せて取り扱わせることといたしたく、本条例における級別職務分類表の改正を行うもの</p>
議案書 P46 新旧 P 4	<p>【議第20号】胎内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p> <p>「子ども・子育て支援法」の改正により、税額算定の際に、子ども・子育て支援金が導入されるため、所要の改正を行うもの</p> <p>具体的には、子ども・子育て支援金分に係る税率について、所得割を「0.27パーセント」、均等割を「1,600円」と定める一方、医療分については、所得割を「0.27パーセント」引下げ「7.43パーセント」に、均等割を「1,600円」引下げ「2万4,300円」にすることにより、被保険者の皆様に新たなご負担が生じないように全体として調整を行ったもの</p>
議案書 P50	<p>【議第21号】胎内市風倉発電所運営事業基金条例を廃止する条例</p> <p>新潟県と市が共同で実施している風倉発電所の運営に関し、市が本年度末をもって撤退することに伴い、本条例を廃止するもの</p>
議案書 P51 新旧 P13	<p>【議第22号】胎内市社会体育施設条例の一部を改正する条例</p> <p>「総合グラウンド多目的運動場」について、供用開始に向け、当該施設の運営及び利用に関する規定の整備を行うほか、所要の改正を行うもの</p>
議案書 P54 新旧 P16	<p>【議第23号】胎内市立集会所条例の一部を改正する条例</p> <p>柴橋ふれあいセンターについて、老朽化や利用状況等を勘案し、指定管理期間が満了となる令和8年3月31日をもって廃止したく、所要の改正を行うもの</p>
議案書 P55 新旧 P18	<p>【議第24号】胎内市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」の改正により、災害弔慰金の支給対象となる遺族に、死亡者の同居又は同一生計の兄弟姉妹が含まれることとなっていることから、同様の改正を行うもの</p>
議案書 P56	<p>【議第25号】胎内市デイサービスセンター条例</p> <p>現行条例で定める規定が、平成28年度をもって終了した「生きがい活動支援通所事業」の内容を含んでいるため、現状の介護保険法及び障害者総合支援法に基づく内容に整合を図るべく、その全部を改正するもの</p>
議案書 P60 新旧 P19	<p>【議第26号】胎内市介護保険条例の一部を改正する条例</p> <p>令和7年度税制改正により給与所得控除が引き上がり、一部の被保険者の介護保険料段階が現在よりも低く判定され、第9期介護保険事業計画で想定している介護保険料収入が減少する可能性があることから、令和8年度の保険料の額の算定に限り、従前の基準により合計所得金額や課税・非課税が判定されるよう規定の整備を行うもの</p>

議案書 P65 新旧 P25	<p>【議第27号】胎内市築地農村環境改善センター条例の一部を改正する条例 多目的ホール使用料における団体の定義について、疑義が生じないよう明確化するため、所要の改正を行うもの</p>
議案書 P66 新旧 P27	<p>【議第28号】胎内市生活改善センター条例の一部を改正する条例 「持倉生活改善センター」について、当該施設の処分制限期間が既に経過していることや指定管理者として指定した期間が令和8年3月31日をもって満了することから、当該施設を持倉集落に無償で譲渡したく、所要の改正を行うもの</p>
議案書 P67 新旧 P29	<p>【議第29号】胎内市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 現在2年となっている団長等の任期について、兼務している県消防協会の地区支会の役員任期の満了期日と合わせたく、1年とすることができるよう改正するほか、消防団の出動において、これまで費用弁償としていたものを出動報酬として支給することとし、他市町村の状況等を踏まえ、訓練や会議、災害出動における報酬額を増額するもの</p>
議案書 P69	<p>【議第30号】胎内市立認定こども園条例を廃止する条例 中条すこやかこども園の運営について、令和8年4月1日から社会福祉法人きすげ福祉会へ移管するため、本条例を廃止するもの</p>
議案書 P71 新旧 P32	<p>【議第31号】胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 児童福祉法等の一部改正に伴い、引用する条項に移動があったことから、規定を整理するもの</p>
議案書 P72	<p>【議第32号】胎内市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 令和8年4月から全ての市町村において実施する「乳児等通園支援事業」、いわゆる「こども誰でも通園制度」について、このたび国から「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」が示されたことから、本市における基準条例を制定するもの</p>
議案書 P85	<p>【議第33号】財産の無償譲渡について 中村浜地内に所在する土地19筆を、中村浜自治会に無償で譲渡したく、お諮りするもの 本件土地は、ポツダム政令によって、中村浜集落から当市の帰属とされているものの、実際には同集落が自治会用地として管理しているところ、このたび、同自治会から、譲渡を受けたい旨の申出があったため、これを承認して権利関係の整理を行うもの</p>
議案書 P87	<p>【議第34号】財産の無償譲渡について 川合集落開発センターについては、平成28年4月1日に、川合自治会へ無償で譲渡しているが、このたび、同自治会から当該センター用地の譲渡を受けたい旨の申し出があったことから、無償で譲渡したく、お諮りするもの</p>

議案書 P88

【議第35号】財産の無償譲渡について

持倉生活改善センターを、地元自治会である持倉集落へ無償で譲渡することについて、お諮りするもの

議案書 P89

【議第36号】公の施設に係る指定管理者の指定について

議案書 P90

【議第37号】公の施設に係る指定管理者の指定について

議案書 P91

【議第38号】公の施設に係る指定管理者の指定について

議案書 P92

【議第39号】公の施設に係る指定管理者の指定について

議案書 P93

【議第40号】公の施設に係る指定管理者の指定について

議案書 P94

【議第41号】公の施設に係る指定管理者の指定について

議案書 P95

【議第42号】公の施設に係る指定管理者の指定について

議案書 P96

【議第43号】公の施設に係る指定管理者の指定について

議案書 P97

【議第44号】公の施設に係る指定管理者の指定について

議案書 P98

【議第45号】公の施設に係る指定管理者の指定について

議案書 P99

【議第46号】公の施設に係る指定管理者の指定について

議案書 P100

【議第47号】公の施設に係る指定管理者の指定について

議案書 P101

【議第48号】公の施設に係る指定管理者の指定について

- ・蔵王集落開発センターを始めとする6つの集会施設については、5年間、引き続き地元自治会に管理運営を行わせたくお諮りするもの
- ・たけじま地域ふれあいセンターを始めとする6つの集会所等については、各建物の耐用年数を勘案し、4年以内とし、引き続き地元の自治会に管理運営を行わせたくお諮りするもの
- ・胎内リゾート関係施設については、2年間、引き続き株式会社胎内リゾートに管理運営を行わせたくお諮りするもの

議案書 P103

【議第49号】辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案書 P107

【議第50号】辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案書 P110

【議第51号】辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

黒川東部辺地、築地南部辺地及び築地西部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるもの

議案書 P113

【議第52号】胎内市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域に指定されている旧黒川村地域において、定住促進や地域振興を通じた過疎化の抑止に向けた対策を推進するための計画を新たに策定することについて、議会の議決を求めるもの